

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 12 日現在

機関番号：34414

研究種目：基盤研究(B)

研究期間：2011～2013

課題番号：23402008

研究課題名(和文) 開発協力における人権基盤型アプローチの導入とその効果 カンボジアの事例から

研究課題名(英文) Adoption and Effects of Human Rights Based Approach in Development Aid: From Cases in Cambodia

研究代表者

岡島 克樹 (Okajima, Katsuki)

大阪大谷大学・人間社会学部・准教授

研究者番号：80388397

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 5,200,000円、(間接経費) 1,560,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、人権基盤型アプローチ(以下、HRBAと表記)が国際協力機関の組織方針や事業の中でどのくらい採用され、どのような成果を生んでいるかを探求したものである。文献調査や現地調査の結果、(1)最近ではHRBAはさらに広くNGOの中で主流化が進んでいること、(2)効果評価の取組も進展し、HRBA採用事業の方が非採用事業よりも事業の持続可能性向上や裨益者の脆弱性改善の点で優れているとする実証研究が存在することなどを特定した。また、本研究は、日本の国際協力機関による本研究の成果利用を企図することに特徴づけられる。そのため、政府文書の執筆やフォーラムの企画・参加をとおしてHRBAの普及にも取り組んだ。

研究成果の概要(英文)：This research explored how human rights based approach (hereinafter referred to as HRBA) has been adopted in policy and project levels by international cooperation organizations and how the effects of such adoption have been evaluated. Through literature surveys and field studies, this research identified (1) the mainstreaming trend of HRBA especially among NGOs in the 2010s and (2) some empirical studies that show more sustainability of international cooperation projects and improvements in vulnerability of rights holders among HRBA projects than non-HRBA projects. This research is characterized by its intention to facilitate actual utilization of research findings by both governmental and non-governmental organizations in Japan. Therefore, an HRBA reference guide was drafted for the relevant government agency staff and HRBA sessions were organized for NGO staff during its research period.

研究分野：総合人文社会

科研費の分科・細目：地域研究

キーワード：国際協力 人権基盤型アプローチ

1. 研究開始当初の背景

(1) HRBA 登場の時期および背景

従来、途上国における開発を支援する国際協力機関は国際協力と人権を2つの異なる概念としてとらえる傾向があった。前者は政治的中立を前提とし、他方、後者はきわめて政治的な利害関係への介入を伴うものだと考えられてきたからである。しかし、冷戦が終了した1990年代以降、市民的・政治的権利の自明化や途上国における社会的・経済的権利への注目、国際協力における社会開発・人間開発の主流化といった背景のなかで、上述のような2つを分離して考える考え方が再考されるようになった。結果、人権の実現を国際協力の目的に据えつつ、具体的な事業を企画・実施・評価する際には人権原則および人権基準に則って行うという Human Rights Based Approach (略称は HRBA または RBA) が登場した。

(2) HRBA の導入状況

そして、今日では、国連において、2003年に共通理解を示す文書が出たり、FAQ やウェブサイトが作られたりするなど、HRBA に関する基礎情報の普及努力がなされている。そればかりか、途上国各国の課題を分析し、国連としてどのような国際協力を行っていくのか、国別の指針を決める UNDAF プロセスにおいても、HRBA に基づく権利保有者・責務履行者分析を導入するなど、具体的な事業に強い影響を与える動きも出ている。さらに、日本を含む各国政府の ODA に強い影響を与える OECD / DAC においても、HRBA に関する議論が進められ、結果、2007年には OECD として HRBA を支持する見解を示す文書も作成されている。このほか、CARE や ActionAid といった大手国際協力 NGO のなかにも、HRBA を自らの原則とすることを表明し、それぞれに国際協力事業形成・評価に関する具体的な手法開発につなげるところが出てきている。

(3) 日本におけるこれまでの HRBA 研究

こうした HRBA のグローバルな主流化のなかで、日本国内においても、まず2005年あたりから勝間靖氏(早稲田大学)や本研究にもかかわる川村によって執筆された、国連その他の機関における HRBA の導入動向に関する論文が見られるようになり、その後、2006年には「人権と人間の安全保障研究会」(主宰:川村暁雄・岡島克樹)も発足している。同研究会においては関連する文献の共有のほか、HRBA を実践する国連や NGO の関係者を招いて、現場における HRBA 実践に関する情報収集も行われてきた。こうした研究活動の一つの成果として、2006年の国際開発学会全国大会では「開発と人権」と題するセッションが企画され、本研究にもかかわる川村・岡島を含む4名が発表を行った。また、2007年には、財団法人アジア・太平洋人権情報センターと同研究会による共同研究会も開催さ

れた。さらに、時期を同じくして、本研究に参加する甲斐田が代表をつとめる NPO 法人国際子ども権利センター(C-Rights)は2006年、早稲田大学との共催でセミナー「子どもの権利ベース・アプローチの理論と実践」を開催し、甲斐田のほか、フィリピン、カンボジアの実践者から報告を行った。さらに、同年には人間福祉学会において甲斐田が「子ども参加とライツ・ベース・アプローチ~アジアの NGO の実践から学ぶ」と題して基調報告を行っている。

こうした一連の研究活動による成果は1冊の書籍(アジア・太平洋人権情報センター編、2008)にまとめられている。また、甲斐田は2005年から2年間、トヨタ財団の助成を受け、「カンボジアにおける子どもの人権擁護に対する NGO の取組みのあり方 子どもの権利基盤型アプローチと権利教育の有効性と課題」と題した研究を行ったが、その成果は2007年に作成した「子どもの権利ガイドブック」にまとめられ、カンボジアで活動する NGO に配布された。

2. 研究の目的

上述のような背景のもと、本研究としては、日本の国際協力機関による事業の効果向上に対して貢献するということを上位目標としつつ、より具体的には、以下の3つを目的とした研究活動を行った。

(1) HRBA の導入に関する最新動向確認

国際協力に関しては、国連(多国間援助機関)のほか、先進国政府がもつ二国間援助機関、そして数々の NGO というように、さまざまな機関が存在し、HRBA についても多様な動きがあるようである。したがって、本研究においては、HRBA が現在、どのような機関でどのような形でその団体の政策・方針として導入されているのかを探る必要がある。

(2) HRBA の実践に関する最新動向確認

以前に行った研究では、HRBA が国際協力事業の企画・実施・評価の各段階でどのような影響を与え、具体的にどのようなツール開発につなげられているのか、一部の大手 NGO などを例として調べる作業を行った。そのため、本研究においては、さらに探求の範囲を広げ多様な国際協力機関でどのように実践されているのかを確認する必要がある。

(3) HRBA の効果に関する考察

これまでの日本における研究では、HRBA の正式導入がなされて間もなかったという短期的な事情から、HRBA の導入がそもそも国際協力の目的である途上国における住民の生活向上やアカウンタビリティメカニズムの構築・強化にとってどのような効果をもたらしているのか、HRBA の効果について正確には把握してこなかった。そこで、これまで HRBA に基づき事業を実施してきた NGO を含む国際

協力機関やこれを研究する研究者等が HRBA の効果をどのように考えているのかを理解するとともに、それらの理解が妥当であるのかを検討する必要がある。

3. 研究の方法

上述のような研究目的を達成するために、本研究では、3年間で3回の公開研究会を開催して本研究班メンバー間および関連政府機関や NGO などに所属する実務者と研究成果を共有しつつ、基本的には以下のような2つの方法を用いて研究活動を行った。

(1) 文献調査

日本語・英語で書かれた関連文献を収集し、それらにある記述から上述の問いに関する情報を集めた。

(2) 現地調査

HRBA の実践は世界各地で行われているが、本研究においては、日本の開発協力にとって伝統的に重要な地位を占めてきた東南アジア、とりわけ本研究にかかわる川村、甲斐田、岡島の3名が詳しいカンボジアを軸に毎年渡航し、関連団体を訪問し聞き取りを行った。

4. 研究成果

上述のような研究活動を行った結果、得られた成果は以下のとおりである。

(1) HRBA の導入に関する最新動向確認

本研究メンバーが「人権と人間の安全保障研究会」を開催し研究を行っていた当時の文献調査がカバーしていた1990年代後半から2000年代の文献が扱っていたのは国連機関や一部の NGO における HRBA 主流化のプロセスであったが、今回の文献調査では、2010年代になってそれがより多くの NGO のあいだにも浸透し、「CSO 開発効果についてのイスタンブール原則」(2010年9月)で言及され、その原則を契機としてさらに NGO のあいだに加速的に普及していることが分かった。

(2) HRBA の実践に関する最新動向確認

前回の文献調査では、権利に基づく状況分析・因果関係分析、権利保有者・責務履行者の権利・責務分析、権利保有者・責務履行者の能力ギャップなどの具体的な手法の存在について確認してきたが、本研究においてはさらに文献調査を行い、これらの手法について深く理解することができた。

(3) HRBA の効果に関する考察

前回の文献調査においては、HRBA が途上国市民の参加やエンパワメントに役立つと概念的に理解されていることを確認していた。本研究においては、さらに文献調査を深め、たとえばイギリス国際開発庁 (DFID) や NGO らが行った具体的な評価研究報告書を手し、国際協力事業の持続可能性の向上、社会

的弱者の脆弱性の改善、より広範で主体的な市民の参加、責務履行者の能力向上など、HRBA を採用して形成・実施した事業には採用しなかった事業よりも効果が高いということを確認することができた。

また、カンボジアでの現地調査においては、児童労働の防止および軽減において、HRBA にもとづく NGO のはたらきかけの結果、コミュニティ評議会メンバーや教員など地元の責務履行者が子どもの権利を認識することにより、責任を自覚し、児童労働を権利侵害とみなし行動に移していることを確認した。また、タイで活動する NGO が HRBA の効果について指標を設定する試みを行っていることが確認された。

(4) 上位目標の達成度

本研究は、2で記したとおり、日本の国際協力機関による具体的な国際協力事業の形成・実施・評価に対して貢献するという上位目標を掲げるものである。そのため、本研究では、研究結果の利用を向上させるということに特徴づけられる研究活動を意図した。

そのため、本研究メンバーである川村は日本政府の国際協力実施機関である JICA の企画部から依頼を受け、本研究の成果を最大限に生かしながら、5〔その他〕に記す『Rights Based Approach とは』と題する JICA 職員向け執筆参考資料を執筆した。また、その執筆過程においては、JICA の募集に応じて岡島もコメントを寄せたほか、政府の国際協力機関と国際協力 NGO とのあいだの対話を行う場である NGO-JICA 協議会で当該文書を公開し、広く日本の国際協力 NGO による HRBA に対する関心を広げることにも貢献した。

また、本研究では、その研究結果を生かして、政府機関のみならず、日本各地の NGO に対しても HRBA の概要やその意義について紹介する機会を設けた。とくに川村は100団体近い国際協力 NGO が加盟する JANIC が主催する『基礎から学ぶ！ ライツベース・アプローチ入門講座』(2013年2月27日)に講師として招へいされ、HRBA の概要および上(2)で言及した HRBA の具体的な手法を紹介するセッションを行った。さらに、岡島は、関西地域の40近くの国際協力 NGO が加盟する関西 NGO 協議会や国際開発学会社会連携委員会と連携して、関西最大の国際協力イベント『ワンワールドフェスティバル』において『ポスト MDGs フォーラム～2015年以降の世界がめざす新たなゴール』(2013年2月3日)と題するセッションを企画した。そこでは、川村が『RBA (人権に基づく開発アプローチ) その概要と MDGs との関係』と題して講演を行なうなどした。

5. 主な発表論文等

〔学会発表〕(計 1 件)

岡島 克樹、Social and Political Science Research Mainstreaming in the World, and Asia and the Pacific、International Congress on AIDS in Asia and the Pacific、2013年11月20日(クイーン・シリキット・ナショナル・コンベンション・センター)

〔図書〕(計 2 件)

牧田 東一、甲斐田 万智子、川村 暁雄 他、学陽書房、国際協力のレッスン 地球市民の国際協力論入門、2013、276

荒牧 重人、喜多 明人、森田 明美、甲斐田 万智子 他、三省堂、子どもの権利 アジアと日本、2013、224

中村 まり、山形 辰史、甲斐田 万智子、アジア経済研究所、児童労働撤廃に向けて 今、私たちにできること(アジ研選書 33)、2013、250

〔その他〕

川村 暁雄、独立行政法人国際協力機構企画部、Rights Based Approach とは、2013 www.jica.go.jp/.../With_Rights_Based_Approach.pdf

6. 研究組織

(1) 研究代表者

岡島 克樹 (OKAJIMA, Katsuki)
大阪大谷大学・人間社会学部・准教授
研究者番号： 80388397

(2) 研究分担者

甲斐田 万智子 (KAIDA, Machiko)
文京学院大学・外国語学部・教授
研究者番号： 00350322

川村 暁雄 (KAWAMURA, Akio)
関西学院大学・人間福祉学部・教授
研究者番号： 80330421